

特許権	判決年月日	令和6年3月25日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10056号		
<p>○ 発明の名称を「ワクチンアジュバントの製造の間の親水性濾過」とする特許発明について、優先日当時の当業者は引用発明及び周知技術に基づいて当該特許発明と当該引用発明との相違点に係る当該特許発明の構成に容易に想到し得、かつ、当該特許発明が奏する効果は当該特許発明の構成が奏するものとして当該当業者が予測することのできないもの又は当該構成から当該当業者が予測することのできた範囲の効果を超える顕著なものであったとは認められないとして、特許無効審判請求に対する不成立審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第5754860号

(審決) 無効2021-800005号

#### 判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ワクチンアジュバントの製造の間の親水性濾過」とする本件発明1ないし36及び38ないし54についての特許無効審判請求を不成立とした本件審決の取消訴訟である。本件審決は、「優先日当時の当業者は、本件発明1と引用発明との相違点に係る本件発明1の構成に容易に想到し得たとはいえず、かつ、本件発明1は、予期し得ない優れた効果をもたらす。当該相違点に係る本件発明1の構成を発明特定事項として有する本件発明2ないし36及び38ないし54についても同様である。」と判断した。

2 本件発明1に係る特許請求の範囲の記載は、次のとおりである。

##### 【請求項1】

スクアレン含有水中油型エマルジョンを製造するための方法であって、該方法は、

(i) 第1の平均油滴サイズを有する第1のエマルジョンを提供する工程；

(ii) 該第1のエマルジョンを微小流動化して、該第1の平均油滴サイズより小さな第2の平均油滴サイズを有する第2のエマルジョンを形成する工程；および

(iii) 該第2のエマルジョンを、 $0.3\mu\text{m}$ 以上の孔サイズを有する第1の層と $0.3\mu\text{m}$ より小さい孔サイズを有する第2の層とを含む親水性二重層ポリエーテルスルホン膜を使用して、濾過し、それによって、スクアレン含有水中油型エマルジョンを提供する工程、

を包含する、方法。

3 本判決は、「本件優先日当時の当業者は、引用発明及び周知技術に基づいて本件発

明1と引用発明との相違点に係る本件発明1の構成に容易に想到し得、かつ、本件発明1が奏する効果は、本件発明1の構成が奏するものとして当該当業者が予測することのできないもの又は当該構成から当該当業者が予測することのできた範囲の効果を超える顕著なものであったとは認められない」として、これと異なる本件審決の判断は誤りであると判断した上、本件発明1に係る本件審決の判断を前提とする本件発明2ないし36及び38ないし54に係る本件審決の判断も、その前提を欠き誤りであると判断し、本件審決を取り消した。

本件発明1の進歩性に関する本判決の判断の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件発明1と引用発明との相違点に係る本件発明1の構成の容易想到性

ア 本件発明1と引用発明との相違点の認定

(相違点A)

濾過工程について、本件発明1においては、「0.3  $\mu$ m以上の孔サイズを有する第1の層と0.3  $\mu$ mより小さい孔サイズを有する第2の層とを含む親水性二重層ポリエーテルスルホン膜を使用して、濾過」する工程と特定されているのに対し、引用発明においては、「(III-1) バルクエマルジョンを窒素下で0.22  $\mu$ m膜に通して濾過し、大きな粒子を取り除いて、平均粒径が約150 nm、1.2  $\mu$ m以上の粒子がm1当たり0.2  $\times 10^6$ 個程度であるMF59C.1アジュバントエマルジョンの50L規模のバルクを手に入れる工程、(III-2) 得られたアジュバントエマルジョンのバルクを0.22  $\mu$ m膜に通して滅菌濾過する工程」と特定されている点

イ 相違点Aに係る本件発明1の構成の容易想到性

(ア) 周知技術の認定

周知例(商品カタログ)に記載された周知の製品(本件製品)は、相違点Aに係る本件発明1の構成を全て備えており、同構成に係る技術は、本件優先日当時の周知技術(本件周知技術)であったものと認めるのが相当である。

(イ) 本件周知技術の引用発明への適用

a 技術分野

引用発明と本件周知技術とは、その属する技術分野を共通にするといえる。

b 引用発明が有する課題

証拠によると、引用発明に接した本件優先日当時の当業者は、引用発明は①細菌を効果的に保持すること、②総処理量が大いこと及び③流速が妥当なものであることを達成するとの課題(本件課題)を有していると認識したものと認めるのが相当である。

c 本件課題の解決手段

証拠によると、本件製品が備える親水性異質二重層ポリエーテルスルホン膜をワクチンアジュバントのエマルジョンの製造(濾過)に用いることにより、本件課題をいずれも解決することができるものと認めるのが相当である。

d 阻害要因

本件周知技術の引用発明への適用につき、阻害要因があるものと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 小括

以上のとおりであるから、本件優先日当時の当業者は、引用発明に本件周知技術を適用することにより、相違点Aに係る本件発明1の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

(2) 本件発明1が奏する効果

本件明細書に開示されたデータだけでは、参加人の主張する顕著なエマルジョンの回収率が本件発明1に係る親水性二重層ポリエーテルスルホン膜の効果によるものであるとの証明がされているとはいえない。そのみならず、証拠によると、本件製品を用いて50L程度のエマルジョンを濾過した場合、膜の詰まりの程度が低く抑えられ、本件明細書に記載された程度の高い回収率を実現し得ることは、本件優先日当時の当業者にとって容易に理解し得たものと認めるのが相当である。

以上によると、参加人が主張する本件発明1の効果は、引用発明に本件周知技術を組み合わせた構成（本件発明1の構成）が奏するものとして本件優先日当時の当業者が予測することのできないものであったと認めることはできず、また、当該構成から当該当業者が予測することのできた範囲の効果を超える顕著なものであったと認めることもできないというべきである。